

平成30年第1回定例会（2月議会）

福祉環境委員会提出資料

—— 議案関係 ——

平成30年2月20日

健康福祉部

目

次

◎ 議案関係

1	秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案の概要 (国保改革準備・医療指導室)	1
2	地方独立行政法人秋田県立病院機構への財産譲与について (医務薬事課)	2
3	地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について (医務薬事課)	3

秋田県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例案の概要

国保改革準備・医療指導室

1 廃止理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、秋田県国民健康保険広域化等支援基金を廃止する必要がある。

2 施行期日

この条例は、平成30年4月1日から施行することとする。

地方独立行政法人秋田県立病院機構への財産譲与について

医 務 薬 事 課

1 譲与の目的

地方独立行政法人秋田県立病院機構では現在、脳血管研究センターにおける脳・循環器疾患の包括的な医療提供体制の整備を図るため、増築棟の建設を行っている。

増築棟の敷地のうち県有財産（建物及び工作物）の存する部分は駐車場としての利用を予定しており、全体の整備スケジュールの一環として増築棟の建設や既存棟の改修等と一体的に解体・撤去工事を行う必要があることから、譲与する。

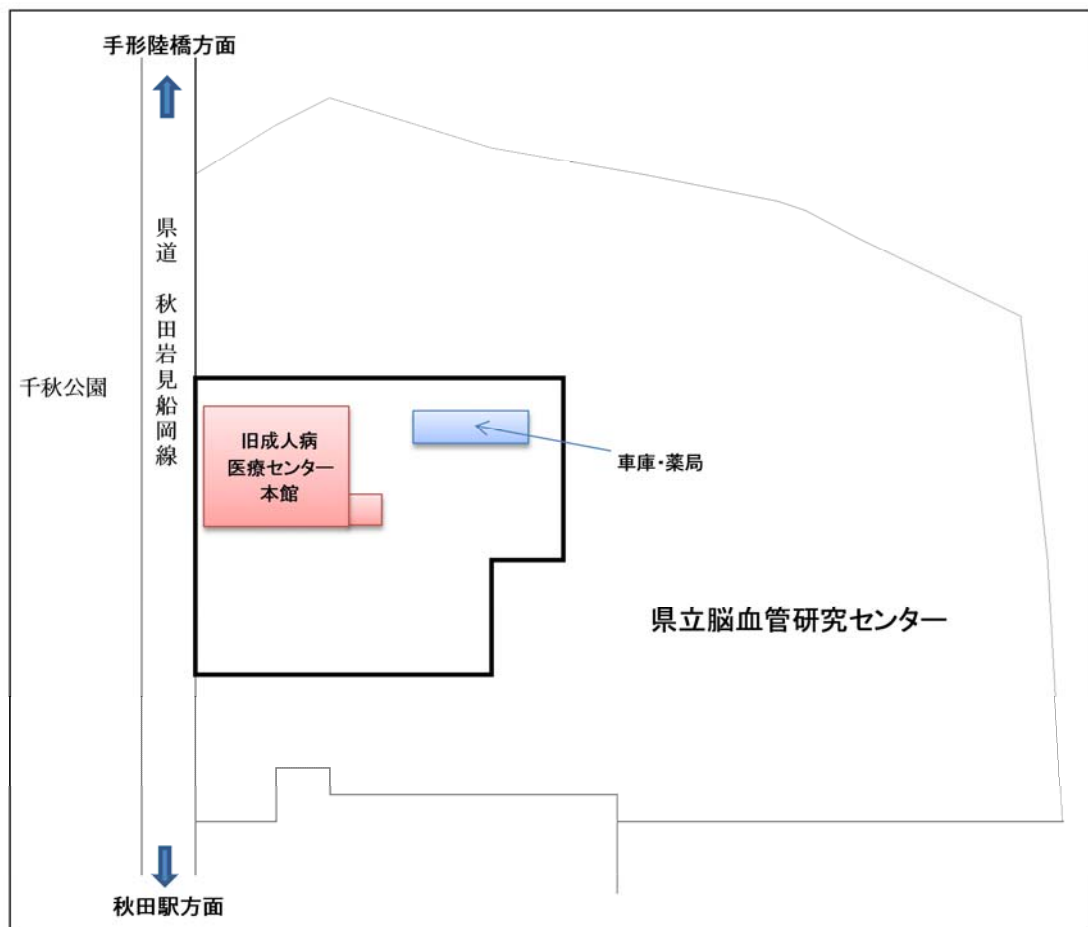
2 譲与財産の内訳

区 分	所在地	用 途	数 量	価 額
建 物	秋田市千秋久保田町 6 番 1 7 号	旧成人病医療センター本館	4,893.57 m ²	43,920,001 円
		車庫・薬局	155.80 m ²	4,601,000 円
工作物	同 上	スプリンクラー等	一式	45,003 円

3 譲与日（予定）

平成30年3月31日

【参考】位置図



地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について

医 務 薬 事 課

1 変更理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、監事の職務及び権限並びに任期等について所要の規定の整備を行う必要があることから、定款の一部を変更する。

なお、定款の変更に当たっては、同法第8条第2項の規定により、設立団体の議会の議決を経て、総務大臣の認可を受ける必要がある。

2 変更内容（案）

（1）第8条（職務及び権限）関係

法人のガバナンス強化を図るため、監事の職務及び権限について規定する。

（2）第10条（任期）関係

監事の任期を、現行の2年から、理事長の任期（4年）の末日を含む事業年度の財務諸表承認日までとする。

（3）その他所要の規定の整理

3 施行期日等

（1）議会の議決後、総務大臣の認可を経て、平成30年4月1日から施行する。

（2）監事の任期について、所要の経過措置を規定する。

※ 地方独立行政法人秋田県立病院機構定款 新旧対照表

現 行	変更（案）
地方独立行政法人秋田県立病院機構定款	地方独立行政法人秋田県立病院機構定款
（職務及び権限）	（職務及び権限）
第8条 （略）	第8条 （略）
2～5 （略）	2～5 （略）
6 監事は、法人の業務を監査する。 _____	6 監事は、法人の業務を監査する。 <u>この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</u>
_____	7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
_____	8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
	一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
	二 その他秋田県の規則で定める書類

<u>7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は秋田県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。</u> （任期） 第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。 <u>2・3 （略）</u> （資本金等） 第18条 法人の資本金は、<u>法第67条第1項</u>の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。 2 （略） 附 則 この定款は、法人の成立の日から施行する。 附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。	<u>9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。</u> （任期） 第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。 <u>2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。</u> <u>3・4 （略）</u> （資本金等） 第18条 法人の資本金は、<u>法第66条の2第1項</u>の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。 2 （略） 附 則 この定款は、法人の成立の日から施行する。 附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。</u>
---	--